

総合評価方式 様式関係記載留意事項

以下、1. 第2号様式、2. 第3号様式、3. 第4号様式について、共同企業体の全構成員分をそれぞれ作成してください。そのため、様式右上の欄には、共同企業体名及び構成員の商号又は名称を記載し、必要書類とともに構成員ごとに綴じてください。

以下、4. 第5号様式、5. 第6号様式 について、共同企業体で1部作成してください。そのため、様式右上の欄には、共同企業体名を記載してください。

用紙は、A4サイズで提出してください。但し、第5号様式(その1)については、A3サイズで提出してください。

1. 第2号様式（企業の技術力に関する調書）

項 目	記 載 留 意 事 項
工事成績	1 加対象は、過去4年以内に福島県発注の一般土木工事において、工事成績評価が80点以上の施工実績が対象となります。 なお、該当がない場合は記載不要です。 2 特定JVでの実績については、すべての構成員が加対象となります。請負代金の額は、特定JVとしての請負代金の額を記入してください。 3 工期は、「契約工期」と「工事成績評価通知書に記載された工期」が異なる場合には「契約工期」を記載してください。以下同じ。 4 過去4年以内の実績とは、工事成績評価通知書の「竣工検査年月日」が基準日（＝入札公告日）から過去4年以内のものが対象となります。
福島県優良工事表彰	1 加対象は、過去10年度以内の福島県土木部の発注工事における福島県優良工事表彰（但し、建築部門・電気設備部門・機械設備部門を除く。）の受賞実績が対象となります。 2 特定JVでの実績については、すべての構成員が加対象となります。請負代金の額は、特定JVとしての請負代金の額を記入してください。 3 過去10年度以内の表彰とは、昨年度までの過去10箇年度のものを対象としますが、当該年度の表彰後は、当該年度の表彰実績も加えます。
品質管理能力	1 ISO9001の認証を取得している場合に加点されます。

2. 第3号様式（配置予定技術者の技術力に関する調書）

項 目	記 載 留 意 事 項
配置予定技術者の氏名等	1 技術者とは監理技術者又は主任技術者をいいます。 2 配置予定技術者は、1名の申請とします。（2名の申請は認めません。） 3 当該配置予定技術者を配置できなくなった場合には、同等以上の評価点となる他の技術者を配置できることが原則となります。正当な理由がなく配置予定技術者を配置できない場合、不誠実な行為として入札参加停止措置等の対象となる場合があります。 ただし、申請した技術者を同時期の他の入札案件に配置予定技術者としている場合で、他の入札案件で先に落札決定があった場合については、開札前にあつては入札辞退届を、開札後で落札候補者となった場合にあつてはその旨を記載した書類を速やかに提出してください。この場合、入札辞退や入札無効という取り扱いになりますが、やむを得ないものとして、入札参加停止措置等の対象とはいたしません。
施工能力	1 加点対象は、配置予定技術者が、過去15年以内に当該工事と同種工事（埋立容量が、100,000 m³以上の管理型一般廃棄物最終処分場（陸上埋立処分場に限る。））で循環型社会形成推進交付金又は廃棄物処理施設整備国庫補助金の交付を受けた処分場の施工実績（監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての実績）が対象となります。また、特定JVでの実績については、代表者の企業に限ります。担当技術者等での経験は対象外です。 なお、該当がない場合は記載不要です。 2 上記に該当する工事において、監理技術者、主任技術者又は現場代理人いずれの実績の場合であっても、工事の途中で変更になった場合は原則として加点対象となりません。 ただし、やむを得ない事由（死亡、病気、退職、出産、育児、介護等）により途中で変更となった場合は、契約工期の2分の1以上の期間従事した者に限り、実績として加点対象とします。 3 過去15年以内の実績とは、契約工期の末日が基準日（＝入

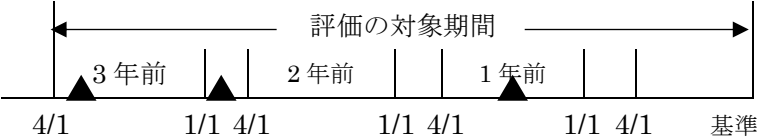
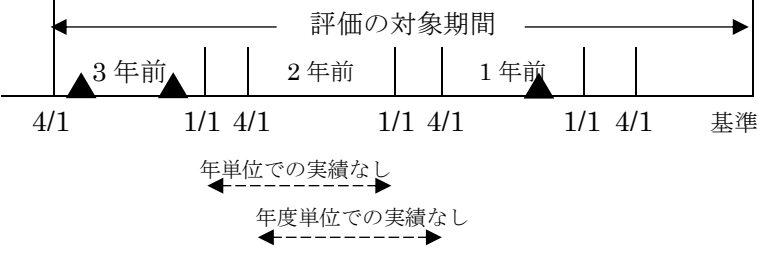
項 目	記 載 留 意 事 項
施工能力のつづき	札公告日) から過去 15 年以内にあるものを対象とします。 ただし、基準日までに契約工期の末日が到達していない場合で、完成届が発注者に受理されたことがわかる書類（発注者の受付印が押印された工事完成届の写し等）が添付できるものについては、実績として評価対象となります。
工事成績	1 加点対象は、配置予定技術者が、過去 4 年以内に福島県発注の一般土木工事において、工事成績評定が 80 点以上の施工実績（監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての実績。（特定 J V での実績を含む））が対象となります。 なお、該当がない場合は記載不要です。 また、担当技術者等での経験は対象外です。 2 上記に該当する工事において、監理技術者、主任技術者又は現場代理人いずれの実績の場合であっても、工事の途中で変更になった場合は原則として加点対象となりません。 ただし、やむを得ない事由（死亡、病気、退職、出産、育児、介護等）により途中で変更となった場合は、契約工期の 2 分の 1 以上の期間従事した者に限り、実績として加点対象とします。 3 特定 J V で複数の監理技術者又は主任技術者が配置されていた場合、すべての監理技術者及び主任技術者の実績が加点対象となります。請負代金の額は、特定 J V としての請負代金の額を記入してください。 4 過去 4 年以内の実績とは、工事成績評定通知書の「竣工検査年月日」が基準日（＝入札公告日）から過去 4 年以内のものが対象となります。
福島県優良工事表彰	1 加点対象は、配置予定技術者が、過去に福島県土木部発注の工事において、優良工事表彰（但し、建築部門・電気設備部門・機械設備部門を除く。）を受賞した工事において、工事経験（監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての実績。（特定 J V での実績を含む））が対象となります。 なお、担当技術者等での経験は対象外です。 2 上記に該当する工事において、監理技術者、主任技術者又は現場代理人いずれの実績の場合であっても、工事の途中で変更になった場合は原則として加点対象となりません。

項 目	記 載 留 意 事 項
福島県優良工事表彰の つづき	ただし、やむを得ない事由（死亡、病気、退職、出産、育児、介護等）により途中で変更となった場合は、契約工期の 2 分の 1 以上の期間従事した者に限り、実績として加点対象とします。 3 特定 J V で複数の監理技術者又は主任技術者が配置されていた場合、すべての監理技術者及び主任技術者の経験が加点対象となります。請負代金の額は、特定 J V としての請負代金の額を記入してください。
資格の保有年数	1 加点対象は、当該工事に配置を予定している技術者が、1 級土木施工管理技士の資格を保有して 3 年以上の経験がある場合に対象となります。

3. 第 4 号様式（企業の地域社会に対する貢献度等に関する調書）

項 目	記 載 留 意 事 項
障がい者雇用の実績	1 法定義務のある企業の場合 （1）「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用義務が達成されている場合に加点の対象となります。 （2）確認のための提出書類は、公共職業安定所に提出した直近の障害者雇用状況報告書の写し（公共職業安定所が確認済のもの）とします。 2 法定雇用義務のない企業の場合 （1）障がい者雇用（雇用保険被保険者に限る。）が 1 名以上ある場合に加点の対象となります。 （2）確認のための提出書類は、障害者手帳の写し及び雇用保険被保険者証の写しとします。
安全管理	1 基準日（＝入札公告日）から過去 2 年以内に安全管理の措置が不適切なことを事由とし、会津若松地方広域市町村圏整備組合及び構成市町村の入札参加停止措置基準による入札参加停止措置を受けていない場合に加点の対象となります。
環境への配慮	1 ISO14001 の認証を取得している場合に加点されます。
地元業者の活用	1 当該工事の請負金額の 20%以上（下請、資材等を含む。）を地元業者により施工する場合に加点の対象となります。 2 下請については、元請けと直接契約を締結する 1 次下請までとし、2 次下請（孫請け）以下については考慮しません。（1

項 目	記 載 留 意 事 項
地元業者の活用の つづき	次下請が地元業者で、2次下請及び3次下請が管外業者の場合、2次下請及び3次下請分まで地元業者の活用として取り扱ってください。） また、資材については、直接購入する企業が地元業者かどうかにより判断します。（元請業者が材料を購入した地元業者の材料の仕入れ先が管外業者であっても地元業者の活用として取り扱ってください。）材料込で管内の業者に下請発注する場合には、下請業者が地元業者であれば当該下請業者の材料の購入先が管外業者の場合であっても、当該材料費については地元業者の活用として算入してください。 ※ 地元業者とは、入札参加資格登録において、構成市町村に所在する本社若しくは本店を登録する業者又は構成市町村内の支店若しくは営業所を登録する業者。前者を管内業者、後者を準管内業者という。また、管内・準管内業者以外を、管外業者という。 3 評価時点では確認のための提出書類は求めませんが、契約締結後に実態を確認することになりますので、留意願います。
本店等の所在地	1 加点対象は、構成市町村内に本店、支店等がある場合が対象となります。
ボランティア活動	1 過去 3 年間以上継続して、構成市町村の区域内で防災活動への取組みや道路・河川愛護活動、公共施設の建築・設備の清掃点検など、企業としてのボランティア活動の実績がある場合は加点されます。 2 過去 3 年間以上の継続実施とは、基準日から 3 年前の年度の 4 月 1 日以降に 3 年間以上継続しているボランティア活動の実績をいいます。 (1) 評価の対象となる場合（▲ボランティア活動の開催日） ①年度単位（各 4 月～翌年 3 月）で 1 回ずつ継続している場合 4/1 4/1 4/1 4/1 基準日

項 目	記 載 留 意 事 項
ボランティア活動の つづき	②年単位（1月～12月）で継続している場合  4/1 1/1 4/1 1/1 4/1 1/1 4/1 基準日 （2）評価の対象とならない場合（▲ボランティア活動の開催日）  4/1 1/1 4/1 1/1 4/1 1/1 4/1 基準日 年単位での実績なし 年度単位での実績なし 3 団体としてのボランティア活動の取り組みに、企業として参加した実績についても加点対象となります。なお、団体としての取り組みの場合は、団体へ企業として会員登録や所属等をしている場合に限りま。 4 継続期間により加点されます。最長5年間。
次世代育成支援 （働く女性応援）	1 加点対象は、福島県次世代育成支援企業認証制度による「働く女性応援」の認証を取得している場合に対象となります。
次世代育成支援 （仕事と生活の調和）	1 加点対象は、福島県次世代育成支援企業認証制度による「仕事と生活の調和」の認証を取得している場合に対象となります。
新分野進出	1 加点対象は、平成13年4月1日以降に地元（管内・準管内）業者が、建設業以外の分野へ進出した実績がある場合に対象となります。 2 建設業以外とは、建設業法第2条で定義する建設業以外のもの（日本標準産業分類において「建設業」以外の大分類の業種区分の事業（土木建築サービス業に属する事業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に基づく規制の対象とされる事業を除く。）をいいます。

項 目	記 載 留 意 事 項
新分野進出の つづき	3 新法人設立等における株式の保有に関しては、51%以上の所有に限り認められます。(4に該当する場合を除く。) 4 福島県建設業新分野進出企業認定事業の認定を受けたものは、対象となります。 5 平成 13 年 4 月 1 日以降に新分野に進出した実績があっても、基準日までに廃業した場合は加点の対象にはなりません。 6 資格審査時に新分野進出を証明するための書類等の例 (1) 福島県建設業新分野進出企業事業の認定書の写し (2) (1) 以外の場合 ①新分野進出の概要がわかる資料 ②新分野進出に伴う支出を証明できる資料 ③新分野進出を証明する書類(株主総会又は取締役会の議事録等) ④新法人設立の場合は、その商業登記簿謄本(写) ⑤借入れを行った場合には、新分野進出に伴う借入れであることの金融機関からの証明書など ⑥現在も事業を継続していることがわかる資料
除雪活動	1 加点対象は、基準日(＝入札公告日)より過去 3 年以内に、不特定多数の人が利用する公共施設に対して構成市町村が発注する除雪業務委託の契約締結の実績がある場合、又は基準日より過去 3 年以内に構成市町村の社会福祉協議会等の除雪ボランティアに事業所として登録がある場合に対象となります。なお、除雪業務委託の契約実績には、契約は締結したが結果として除雪の出動実績がない場合も含まれます。 2 継続した実績又は登録である必要はありません。過去 3 年以内に契約又は登録があった場合は評価対象とします。(3年のうち 1 年でもあれば評価対象とします。)
災害協定等	1 加点対象は、入札参加者(団体を含む。)が構成市町村と災害時の応援協定の締結又は災害応援実績があった場合に対象となります。 なお、国や県と締結した協定は対象外です。
消防団への加入状況	1 加点対象は、入札参加者が、構成市町村の消防団に継続加入(1年以上)している社員を継続雇用(1年以上)している場合に対象となります。

項 目	記 載 留 意 事 項
新卒者・離職者の雇用実績	1 加点対象は、基準日（＝入札公告日）から過去１年以内に新卒者又は離職者を従業員として雇用した場合に対象となります。 2 新卒者・離職者とも構成市町村に居住する者を評価の対象とします。 3 「従業員」とは正規雇用職員（社会保険加入者）を指します。アルバイト、パートタイマー、日雇い、派遣社員は評価の対象になりません。 4 「新卒者」とは、基準日の３年前の年度の４月１日以降に高等学校、大学、専門学校を卒業した者（中退者も含める。）とします。 5 「離職者」とは、基準日の３年前の年度の４月１日以降に雇用調整等により以前所属していた企業を離職した者（アルバイト、パートタイマー、日雇い、派遣職員だった者を含む。）で、離職の日から現在の所属企業に雇用されるまで１ヶ月以上の期間があった者としてします。 6 離職者の雇用において、自社で解雇した職員を再び雇った場合は評価の対象になりません。 7 前職の離職理由が会社都合ではなく自己都合の場合には、「雇用保険受給資格者証」（失業保険等の受給のために公共職業安定所に提出する。）の写し等の離職者であることを証明できる資料を添付してください。 8 「現住所が確認できる書類」とは、「運転免許証」、「個人番号カード（顔写真入り）」、「旅券（パスポート）」等の現住所が確認できる書類の写しを添付してください。
雇用の維持・確保	1 加点の対象は、基準日（＝入札公告日）における従業員数が１年前より増えている企業又は同数を維持している場合に対象となります。 2 評価の対象となる従業員は正規雇用職員（社会保険加入者）とします。アルバイト、パートタイマー、日雇い、派遣職員は評価の対象になりませんが、雇っていたアルバイト、パートタイマー等を正規雇用した場合は評価の対象とします。 3 会社法に定めがある役員は評価の対象に含みません。ただし、役員以外の職務を兼務する場合（（例）取締役〇〇部長等）

項 目	記 載 留 意 事 項
雇用の維持・確保の つづき	については、評価対象とします。 4 添付する書類は、基準日と 1 年前の正規雇用の従業員数がそれぞれ確認できる「社員名簿」等の書類を添付してください。4 月 1 日現在等とはせず、あくまでも基準日及び基準日の 1 年前で記入してください。

4. 第 5 号様式（その 1～その 2）（施工計画書）

項 目	記 載 留 意 事 項
施工計画書	1 第 5 号様式（その 1）には、工程計画について A 3 サイズ 1 枚に記載してください。 2 第 5 号様式（その 2）には、工程管理計画、品質管理計画及び出来形管理計画、安全管理計画、環境配慮、施工上の工夫（環境配慮を除く）の 5 項目について A 4 サイズ 1 枚に記載してください。
指定枚数等	1 指定された様式（第 5 号様式（その 1～その 2））に記載すること。指定された様式以外に記載した場合は、全てを評価せず 0 点とします。（各様式の用紙 1 枚にまとめること。） 2 第 5 号様式（その 1）に記載する文字は、判読できない場合、該当する評価項目は評価しません。 3 第 5 号様式（その 2）に記載する文字は、枠外に記載してある「許容最小文字の大きさの見本」（MS 明朝の 10 ポイント）という文字以上の大きさとしてください。 4 以下に該当する場合、第 5 号様式（その 2）の全てを評価せず 0 点とします。 ア 第 5 号様式（その 2）の行数が 40 行を超えていた場合 イ 第 5 号様式（その 2）の文字の大きさが、様式の一部であっても、許容最小文字の大きさよりも小さい場合 5 枠外の題名、注意書き等（許容最小文字の大きさの見本、行数を含む）を削除した場合、当該様式（第 5 号様式（その 1）又は（その 2））の全てを評価せず 0 点とします。 6 上記事項が守られる範囲であれば、様式の外枠及び内枠（余白、列幅及び行の高さ等）については変更しても差し支えありません。 7 施工計画書については、当該工事の内容を設計図書等によ

項 目	記 載 留 意 事 項
指定枚数等のつづき	り十分把握したうえで、記載すること。 8 施工計画書への記載に際しては、次のア～ウに掲げる事項等に十分留意すること。 ア 各項目において、当該工事の目的・内容に適合した記載内容となっているか。 イ 各項目において要求する事項に対し、ポイントを抑えた記載内容となっているか。 ウ 各項目において、記載内容は充実した内容となっているか。
評価しない提案	1 施工計画に係る評価に当たっては、次に掲げる内容は評価(加点)しません。 ア 曖昧な表現など履行の具体性に欠ける内容「・・・努める」「必要に応じ・・・」など表現が抽象的で履行の具体性が不明確な内容は評価しません。 イ 履行の確実性・実効性に疑義がある内容、第三者（施設管理者を含む。）との調整や協力が前提となる内容や現場の諸条件が考慮されていない内容は評価しません。 ウ 設計図書や法令等を逸脱した内容、設計図書に明示している内容や法令に定められている基準値等を逸脱している内容は評価しません。 ※ 総合評価方式による入札を経て、請負契約を締結した場合、受注者は、施工計画に記載した内容について履行の義務を負います。

5. 第6号様式（その1～その3）（技術提案書）

項 目	記 載 留 意 事 項
技術提案書	1 第6号様式（その1～3）については、A4サイズ各1枚に記載し提出してください。なお、提案については、設計図書等により当該工事の内容を設計図書等により十分把握したうえで行ってください。 2 技術提案のテーマ （1）工事目的物の性能・機能に関する技術提案 ・遮水工の施工に関する提案

項 目	記 載 留 意 事 項
技術提案書のつづき	(2) 社会的要請への対応に関する技術提案 ・ 工事現場及び周辺における対策 ・ 環境に対する影響の低減
指定枚数等	1 指定された様式(第6号様式(その1からその3))に記載すること。指定された様式以外に記載した事項は、評価しません。 2 「○利用条件」の欄には次の事項の該当がある場合に記入すること。 ア 排他的権利を含む提案である場合の利用条件、留意事項について イ 新たに遵守しなければならない関係諸法令とその対応について「○利用条件」に記載する事項が特にない場合、当該欄を削除する(行数に含めない)ことができます。 3 「技術提案に対する評価項目」ごとに用紙1枚とすること。 4 記載する文字は、枠外に記載してある「許容最小文字の大きさの見本」(MS 明朝の10ポイント)という文字以上の大きさとしてください。 5 以下に該当する場合、当該技術提案の全てを評価せず0点とします。 ア 行数が45行を超えていた場合 イ 文字の大きさが、様式の一部であっても、許容最小文字の大きさよりも小さい場合 ウ 枠外の題名、注意書き等(許容最小文字の大きさの見本、行数を含む)を削除した場合 6 上記事項が守られる範囲であれば、様式の外枠及び内枠(余白、列幅及び行の高さ等)は変更しても差し支えありません。 7 必要に応じて、任意に図面等(A4サイズ)を添付することができるものとしますが、図面等はあくまでも補足として添付できるものであり、提案内容自体は本様式に記載してください。
評価しない提案	1 技術提案に対する評価に当たっては、次に掲げる内容は評価(加点)しません。 ア 標準的な対応に留まる内容法令、共通仕様書、設計図書等を示された内容がそのまま記載されているものは評

項 目	記 載 留 意 事 項
評価しない提案の つづき	価しません。 イ 曖昧な表現など履行の具体性に欠ける内容「・・・努める」「必要に応じ・・・」など表現が抽象的で履行の具体性が不明確な内容は評価しません。 ウ 履行の確実性・実効性に疑義がある内容第三者（施設管理者を含む。）との調整や協力が前提となる内容や現場の諸条件が考慮されていない内容は評価しません。 エ 設計図書や法令等を逸脱した内容設計図書に明示している内容や法令に定められている基準値等を逸脱している内容は評価しません。 ※ 総合評価方式による入札を経て、請負契約を締結した場合、受注者は、技術提案書に記載した技術提案について履行の義務を負います。

※ なお、提出様式及び添付書類に含まれる個人情報については厳重に管理し、目的外に使用及び提供することは一切ございません。